

森林法第10条の5の規定により，平成30年4月1日付けで京都市森林整備計画を樹立します。

なお，京都市森林整備計画の案に意見のある方は，縦覧期間が終了するまでに，京都市長に対し，理由を付した文書をもって意見書を提出することができます。

平成30年2月1日

京都市長 門川 大作

1 縦覧場所

- (1) 京都市中京区寺町御池通上る上本能寺前町488番地
京都市役所内
産業観光局農林振興室林業振興課
- (2) 京都市右京区京北周山町上寺田1-1
京北合同庁舎内
京都市産業観光局京北農林業振興センター

2 縦覧期間

平成30年2月1日から同月28日まで

(産業観光局農林振興室林業振興課)